

一切、後其ヲおサシル条件ヲ附ス

(c) 同家子族中、男二三名ヲ解雇シ、女五六名ヲ解雇

セシム

(d) 其他、歳ニ族工ノ無条件復帰ヲ許シ、何等ノ

懲罰ヲ行ハサルノコトヲ又賞與其他ノ特權ニ影

響セシムルコトナシ

(註) 族工ノ要求ト實際ニ於テ全部貫徹セザリ

右ノ回答ヲおシメシニ代表者和田氏一ハ今後復

業者ヲ漸次ニ解雇セラル、之來テハ復業者ハ不

女ニ堪ハサル、シ重クナル過失ナキ限り若昔如ク

解雇セザル者声頭セラシ度ニト迫リ社長ハ斯ニ

不アル者トシ、場合退社セラシニ及夫シニ對シテハ

今回ト同一取扱ヲおス其他ハ社長ヲ信賴シ

テお心シテ復帰セシムル様取扱ハレ度ニト答へ

代表者一日ニシテ諒トシテ社長ノ好意ヲ謝シ、

議會ニ歸リ一板家子族ニ報告シメルニ、何等果

然ナリ承認シメルカ解雇者以外ニ多數ノ退族

希望者下シ、候補ナリ(退族者氏名及其ノ後ノ状

況ハ好否ナ)

右及申(五)族中